我孫子市監査委員告示第３号

地方自治法第１９９条第７項の規定により、財政援助団体等（補助金交付団体）に対する監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果を公表する。

令和３年４月１２日

我孫子市監査委員　山 口　幹 夫
我孫子市監査委員　豊 島　庸 市

財政援助団体等監査報告書
（補助金交付団体監査）

公益社団法人
我孫子市シルバー人材センター

我 孫 子 市 監 査 委 員

１　監査を執行した監査委員名

山　口　幹　夫

豊　島　庸　市

２　監査の種類

地方自治法第１９９条第７項の規定による財政援助団体等監査
（補助金交付団体監査）

３　監査の期日

令和２年１２月１１日（金）より令和３年３月２４日（水）

４　監査の対象

監査対象団体	補助金交付額	主管部課
公益社団法人 我孫子市シルバー人材 センター	令和元年度交付額 １５，０００，０００円	健康福祉部 高齢者支援課

５　公益社団法人我孫子市シルバー人材センターの概要

（１）所在地

我孫子市中峠２６０７番地

（２）監査対象団体の設立目的

本法人は、定年退職者等の高齢者（以下「高齢者」という。）の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。）に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、これらの者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として設立された。

（３）組　　織

公益社団法人我孫子市シルバー人材センターは、昭和５６年４月 １ 日に設立され、平成２４年４月１日に社団法人から公益社団法人へ移行した。令和２年７月１日現在で、会長１名、副会長１名、常務理事１名、理事１２名（会長、副会長、常務理事含む)、監事２名、事務局職員１０名(事務局長１名、主任１名、主事１名、嘱託１号５名、嘱託２号２名)で運営している。

（４）補助対象経費

公益社団法人我孫子市シルバー人材センターが、定款の規定により行う事業に要する経費のうち次に掲げるものである。

給料手当、臨時雇用賃金、法定福利費、退職給付費用、役員報酬、旅費、交通費、通信運搬費、什器備品費、消耗品費、修繕費、印刷製本費、光熱水料費、賃借料、保険料、租税公課、委託費、諸謝金

6　監 査 の 方 法

令和元年度に執行した出納及びその他の事務について、監査対象団体から事業計画書・予算書及び事業報告書・決算書等の関係書類並びに証拠書類の提出を求めるとともに、所管部課からも補助金交付事業（以下「補助事業」という。）に係る関係書類の提出を求め、提出された監査資料に基づき調査を進め、監査対象団体及び所管課との書面による質疑を行い、補助事業に係る執行状況等について監査をした。

7　監 査 の 結 果

公益社団法人我孫子市シルバー人材センターに係る補助金の出納及びその他の事務は、概ね適正と認められた。なお、事務処理上の改善又は留意すべき点で軽微なものについては、書面により措置を促した。

8　意　　見

（１）監査対象団体：公益社団法人我孫子市シルバー人材センター

公益社団法人我孫子市シルバー人材センターにおいては、補助対象経費に係る収支の書類等に、誤りの無いように細心の注意を図り、財務事務の透明性・信頼性の向上を更に図るとともに、経費の削減、収入の増額に努め、収支の赤字額の減少につながるよう望む。また、作業の安全性を高め、安全な作業環境を確保されるよう努められたい。

（２）所管部課：高齢者支援課

所管課である高齢者支援課においては、補助事業に係る実績報告書・決算書等の受領時には、当該報告書等に記載された数値の検算を補助対象経費ごとに十分に行い、収支の赤字額においては、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」の規定により、公益目的事業会計における経常損益が「ゼロ」又は「マイナス」としなければならないという所謂「収支相償」の基準によるものであるが、赤字額が増加した場合等は、その要因、解決策等を協議し、早期に赤字額の減少に向けた方策について協力されたい。

また、この補助金額 15,000,000 円は、平成 27 年度より固定額として支払われている。令和元年 10 月 24 日に行われた「令和元年度第 6 回理事会」の議事録には過去 5 年間の事業収支が赤字になっているとの記載があり、令和元年度の収支額は、前年度の△1,214,530 円を大きく下回る△2,832,972 円となっているが、これを貸借対照表で見ると、同表下段の「Ⅲ正味財産の部」、「2 一般正味財産」の今年度と前年度の差額が今年度の赤字額と同額になっており、一般正味財産の取崩しにより今年度の赤字を補填したものであることが分かり、このまま何の対策も講じないで事業を継続させれば、一般正味財産を枯渇させることになる。このような状況の中で、公益社団法人我孫子市シルバー人材センターを市の補助金に頼らなくても自律的かつ安定的な運営を行えるようにするには、年々変化する市の財政状況、日本及び市の経済状況等を勘案した補助金交付が当分の間必要であると考える。今後は、このような状況を踏まえたメリハリがあり、より一層透明性、信頼性を向上させた補助金交付事務の執行を望む。

更に、現在公益社団法人我孫子市シルバー人材センターが使用している建物は、

市の行政財産であり、毎年その使用の許可を与えているところであるが、この建物の管理区分を明確にし、行政財産の使用について許可、貸付について十分に検討されることを望む。